

令和5年度販促ツール活用促進セミナー企画運營業務委託における
質問に対する回答

令和5年3月30日
公益財団法人わかやま産業振興財団
テクノ振興部 テクノ振興班

質問事項
<p>○</p> <p>① 1 ページ目 項目3 (1) ④</p> <p>②③ 1 ページ目 項目3 (1) ③</p> <p>④ 1 ページ目 項目3 (1) ①</p> <p>⑤ 1 ページ目 項目3 (1) ⑤</p> <p>⑥⑦⑧ 2 ページ目 項目3 (2) ①</p> <p>⑨ 2 ページ目 項目6 (1)</p>
<p>○質問内容</p> <p>①経営者や広報担当者については優先的にアプローチするリストなどはございますか。 また、目標とする対象者数の下限や伴走支援の成功目標などの想定はございますか。</p> <p>②全体的なセミナーの後、課題別に分けた(業種も含む) 施策セミナーの開催し、最終的には個別相談という流れを取りたいのですが、こちらは可能でしょうか。</p> <p>③自社サービスを販促ツールの一つとして紹介することは可能でしょうか。</p> <p>④講座は会場・オンラインとの同時開催は可能でしょうか。 また、オンラインのみの実施は可能でしょうか。</p> <p>⑤開催回数及び参加者数の具体的な数字や最低ラインがございましたらご教示お願いいたします。 また、デジタルツールを活用した販促活動を継続的、発展的に実施する必要性を認識した人が何名必要なのかも教えていただきたいです。 上記の人数は、各セミナー後のアンケート収集にて、例えば「デジタルツールを活用した販促活動を継続的、発展的に実施する必要性を認識しましたか?」という質問に対して、「はい」を選んだ人数をカウントしてよいのでしょうか。</p>

⑥専用ウェブサイトの作成では、どの程度のボリュームのサイトを想定されていますか。
(独自ドメイン取得が必要か否か、サイト構築方法(CMS 利用可なのか、独自構築が必要かなど)の指定はございますか))

⑦各種メディア・ツールを活用において、各 SNS で告知を行う場合、既存の弊社アカウントで行うのか、それとも専用アカウントを立ち上げて告知専用運用する必要はございますか。

⑧和歌山県の SNS アカウントでも告知のご協力をお願いすることは可能でしょうか。

⑨業務成果物の提出は、各セミナー毎の提出でしょうか。
併せて、提出期限についてもご教示いただけますと幸いです。

回答

① 優先的にアプローチするリストはございません。
目標とする対象者の下限は特に定めておりませんが、より広く周知いただくことが、セミナーの成果につながると考えております。
伴走支援の成功目標については、成功したことの検証が難しいため、貴社が有効と考える伴走支援内容をご提案ください。

② 可能です。ただし、実施にあたっては財団と十分協議して進めることとします。

③ 公益財団法人開催のセミナーであることから、特定のサービスの紹介については、十分協議して進めることとなります。

④ 講座は会場・オンラインとの同時開催は可能です。
オンラインのみの実施も可能です。

⑤ 開催回数については、仕様書に定めた本事業の目的が達成できると考えられる回数をご提案ください。

参加者数につきましても、下限は特に定めておりませんが、当然、県内企業が多数参加していただくことがセミナーの成果につながると考えております。

このため、参加者を可能な限り集客するための広報の方法や工夫などをご提案いただければと考えます。

また、セミナーを受講した方の理解度や必要性の認識については、指標を定めて検証することが難しいため、理解度や必要性の認識を高めるに有効と貴社が考えるセミナー内容をご提案ください。

- ⑥ 専用ウェブサイトの作成について特に指定はありませんが、対象者へ広く周知することを目的としたサイトを作成してください。
- ⑦ 十分に周知いただければ、既存の貴社アカウントで結構です。
- ⑧ 和歌山県の SNS アカウントでの周知は出来かねます。
- ⑨ 業務成果物は各セミナー分をまとめて業務完了報告書として、業務完了後（業務期間は、令和6年1月31日まで）に提出してください。

令和5年度販促ツール活用促進セミナー企画運營業務委託における
質問に対する回答

令和5年3月30日
公益財団法人わかやま産業振興財団
テクノ振興部 テクノ振興班

質問事項
<p>○ 仕様書 1 ページ 3. 業務内容 (1)販促ツール活用促進セミナーの開催 3 セミナーの内容 なお、セミナーで学んだことを実践して習得するためのワークショップや伴走支援に関する提案も可能とする。 上記の箇所について、質問させていただきます。</p>
<p>○質問内容 今回のプロポーザルは、セミナー企画運營業務と認識しております。 そこですが、令和4年度販促ツール活用促進セミナー参加者様のご意見の中に、『伴走支援』をもっとしてもらいたかった」と聴いております。またこれは、昨年度の運営者としても、参加者様の成果を高めるために必要と感じました。 仕様書には、上のように、『伴走支援』の提案も可能。と記載していただいております。 その伴走支援の定義の中には、セミナー受講後に、1on1、オンラインでの対面で1対1の反転授業や質問への回答も含まれますでしょうか？ 弊社としては、成果のために、対面などの伴走支援も盛り込みたいのですが、セミナー運営とは違うため、業務範囲に含むことが許されるのか、心配しております。 よろしく願いいたします。</p>
回答
<p>可能です。ただし、実施にあたっては財団と十分協議して進めることとします。</p>